

平成 17 年 7 月 第 1 版 企画財政部企画調整課
令和 3 年 3 月 第 2 版 企画財政部行政管理課
令和 4 年 4 月 第 3 版 企画財政部公共施設マネジメント課
令和 5 年 8 月 第 4 版 企画財政部公共施設マネジメント課

福生市指定管理者制度の導入方針

目次

1	本方針の目的	2
2	指定管理者制度導入の考え方	2
3	指定管理者制度導入の検討の方向性	2
4	指定管理者に行わせる業務の整理	2
	(1) 業務内容の明確化.....	2
	(2) 指定管理業務について.....	2
	(3) 自主事業について.....	3
	(4) 使用許可.....	3
	(5) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応.....	3
5	指定期間	3
6	指定管理者の指定の手続等	3
	(1) 指定管理者の募集.....	3
	(2) 募集要項（申請要項）の作成.....	3
	(3) 選定の方法.....	4
	(4) 選定における公表事項.....	4
	(5) 指定の通知.....	4
	(6) 指定の告示.....	4
7	協定で定める事項	5
	(1) 協定の種類.....	5
	(2) 協定締結時の留意事項.....	5

1 本方針の目的

この方針は、福生市における公の施設へ指定管理者制度を導入する際の検討事項、指定管理者の指定の手續に関する基本的な考え方を示すことを目的とする。

2 指定管理者制度導入の考え方

既存の施設及び新規に開設する施設いずれの公の施設の管理運営については、次の視点から指定管理者制度の導入による管理運営の可否を検証し、可能なものについては積極的に制度の活用・導入を行う。

- (1) 民間事業者に管理運営を委ねることで、民間の専門的知識、技術及びノウハウが発揮され、市民ニーズにあったサービスの向上が期待できる。
- (2) 民間事業者に管理運営を委ねることで、経費の節減が期待できる。
- (3) 既に民間事業者が同様・類似のサービスを提供している。
- (4) 民間事業者の創意工夫・アイデアにより、地域課題解決に向けた取組を実施することが可能である。

3 指定管理者制度導入の検討の方向性

当市における指定管理者制度導入について、福生市個別施設計画で定めた「計画の基本的な方針」に基づき、指定管理者制度の導入を検討する際の施設単位は、原則として、別々の場所に所在する同機能の施設をまとめて導入する方法又は複数の機能を持つ建物を一つの施設として導入する方法とする。

4 指定管理者に行わせる業務の整理

(1) 業務内容の明確化

指定管理者制度では、広く民間のノウハウを活用し、競い合いの中で最も適切な事業者を指定管理者とするため、事業者に事業計画書を提出させ、選定することを基本的な考え方としている。

これまでは、委託契約内容が包括的、抽象的である事例もあったが、指定管理者制度では、事業者から事業計画書を提出させるために、指定管理者が行政に代わって行う公の施設の管理業務の範囲と権限、責任区分など具体的な内容について、明確に定めておく必要がある。

(2) 指定管理業務について

指定管理者制度では、公の施設において、市が本来実施すべき事業（以下「指定管理業務」という。）とそれ以外の事業に整理し、指定管理業務については、指定管理者に管理代行の一部として行わせ、その実施に必要な費用は全て指定管理委託料として措置する。

また、利用料金制を導入する場合の指定管理業務の費用は、利用料金収入及び指定管理委託料で賄うもの又は利用料金収入で全て賄うもの（独立採算制）とし、施設の特性に応じて、適切であると考えられるものを採用する。

(3) 自主事業について

指定管理者は、業務基準及び協定書等で定めている指定管理業務を妨げない範囲で、施設の特性或指定管理者の工夫・ノウハウを生かして、指定管理業務とは異なる業務を自主事業として実施することができる。

(4) 使用許可

指定管理者に使用許可権限を付与するか否かは、行政側の判断である。使用許可を行わせる場合は、条例で規定する。

(5) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、指定管理者制度を導入している公の施設についても適格請求書（以下、「インボイス」という。）を交付し、適正に対応することが必要である。

ただし、当該施設の指定管理業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでない。

5 指定期間

公の施設における指定期間は、原則5年以上10年以下とする。なお、指定期間は、施設の特性に応じて設定するものとする。

6 指定管理者の指定の手続等

(1) 指定管理者の募集

ア 公募の場合

指定管理者の募集に当たっては、民間事業者を含め、原則として公募によるものとする。

公募する際には、募集要項を作成し、ホームページや広報で市民や事業者に周知をするとともに、必要に応じて現地説明会を行い、事業者には施設の状況を十分周知する。なお、事業者の提案内容がより良いものとなるよう、募集期間は1カ月以上確保することとすることが望ましい。

イ 非公募の場合

福生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第15号。以下「手続条例」という。）第5条で、市長等が、同条例第4条各号に掲げる基準を満たす者で、当該施設の性格、事業の内容及び規模等に照らし、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めた場合には、公募によらず法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(2) 募集要項（申請要項）の作成

公募にあつては募集要項を、非公募にあつては申請要項を、それぞれ作成するものとする。作成にあつては、公の施設の管理運営に必要な業務につ

いて、応募する事業者が、その業務の内容を十分理解し、ノウハウを活かした提案を具体的かつ明確に事業計画書に反映できるように、業務の範囲及び管理の基準等を具体的に明示する。

(3) 選定の方法

ア 福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会の設置

福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会要綱に基づき、福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。

イ 選定方法

指定管理者の選定は、公募においても非公募においても具体的な選定基準を設定した上で、選定審査会の審査を経て行う。

ウ 具体的な選定基準

制度の本旨であるサービス向上とコスト削減の視点から、手続条例第4条に規定している事項を踏まえ、各施設において求められる基準を設定する。

エ 選定結果の通知

福生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第8号）に基づき、指定管理者の候補者として選定されたものに対しては「指定管理者候補者選定決定通知書」を、選定されなかったものに対しては「指定管理者候補者不選定決定通知書」をそれぞれ通知するものとする。

(4) 選定における公表事項

ア 具体的な選定基準

適正な選定結果を担保することからも、評価項目等具体的な選定基準の公表は事前（公募時には必ず）に行う。

イ 選定手順

公募期間、選定時期等の選定手順はホームページ等で公表する。

ウ 選定結果

事業者の選定を終えた場合は、候補者として選定された事業者、選定理由をホームページ等で公表する。

エ 情報の開示請求への対応

選定審査会における選定経過などの会議内容に関しては、情報公開条例に基づき開示する。

(5) 指定の通知

指定の議決後、「指定管理者決定通知書」によりその旨を通知する。

(6) 指定の告示

指定の議決後、遅滞なく指定管理者の指定の告示を行う。

告示する事項は、指定管理者として指定をした法人その他の団体の名称及び所在地、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定の期間及びその他市長が必要と認める事項とする。

7 協定で定める事項

(1) 協定の種類

協定は、基本的な事項を記載する基本協定書及び年度ごとの指定管理委託料等の個別事項を記載する年度協定書に分けられ、それぞれについて締結を行う。

(2) 協定締結時の留意事項

ア 個人情報保護、情報公開における指定管理者の責務

施設の管理運営において、個人情報を取り扱う指定管理者は、個人情報の適正な管理のための必要な措置が求められる。また、施設管理に関する情報公開についても対応が求められる。

イ 業務の引継ぎ

現在の管理方法から指定管理者制度へ移行する場合及び指定期間終了時における従前の指定管理者（以下「前指定管理者」という。）から次の指定管理者（以下「新指定管理者」という。）へ移行する場合、指定管理業務を遅滞なく円滑に実施することが求められるため、基本協定書において、従前の受託者や前指定管理者と新指定管理者との間で、十分な業務の引継ぎを義務付ける旨を記載する。

附 則

変更後の導入方針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

変更後の導入方針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

変更後の導入方針は、令和5年8月1日から適用する。